第7章 非行等問題行動

第1節 少年非行の概況

1. 少年非行の状況

昭和26年からの非行少年の検挙・補導数についてみると、戦後間もない時期に第1のピーク、昭和

40年前後に第2のピーク、そして昭和57年あたりに第3のピーク、平成8年からは上昇に転じ高原状態で推移しています。平成21年中の状況をみると、県下で検挙・補導した非行少年等の数は9,468人で、前年より4,499人減少しました。14~19歳の刑法犯である犯罪少年は53人増加し956人、14歳未満の刑法犯である触法少年は34人減少し262人、そしてシンナー、覚せい剤乱用少年を含む特別法犯少年は2人減少し24人でした。また、ぐ犯・不良行為少年は4,516人減少し8,2262人の補導となっています。

用語の概念

犯罪少年とは……14歳以上20歳未満の少年で、罪を犯した者(交通関係を除く。) 触法少年とは……14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者(交通関係を除 く。)

ぐ犯少年とは・・・・・20歳未満の少年で、その性格、行状から判断して、将来罪を犯し、 または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者

不良行為少年とは・・・・20歳未満の少年で、罰則の適用はないが、喫煙等、少年の健全育成 上やめさせるべき行為をしており、そのまま放置すると非行にすすむ 危険性のある者

刑法犯少年とは·····刑法に定める行為をした犯罪少年および触法少年(交通関係を除く。) 特別法犯少年とは····特別法令に違反する行為をした犯罪少年および触法少年(交通関係を除く。)

非行少年等とは・・・・・刑法犯少年、特別法犯少年、ぐ犯少年、不良行為少年をいう。

凶 悪 犯……殺人、強盗、強姦、放火をいう。

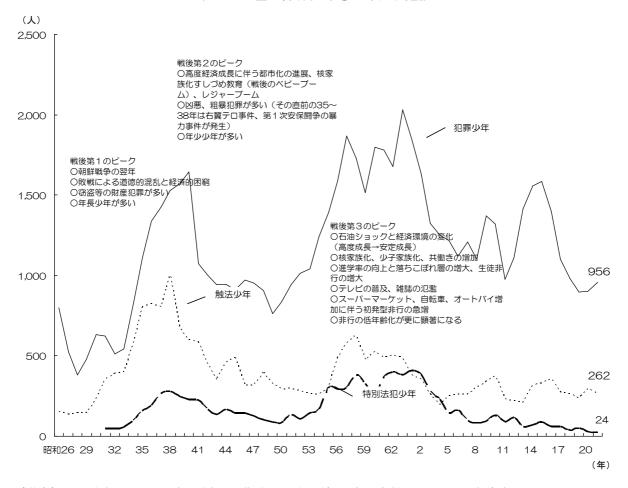
粗 暴 犯……傷害、暴行、恐喝、脅迫をいう。

知 能 犯……詐欺、横領、偽造をいう。

風俗犯……と博、わいせつをいう。

少年人口・・・・・・平成21年10月1日を基準にした推計人口

第7-1-1図 非行少年等の年次別推移



(備考) 犯罪少年の昭和40年以前は、業務上過失犯(主に交通事故によるもの)を含む。 特別法犯少年は、交通法犯を除く。

2. 犯罪少年の人口比

14歳から19歳の少年人口1,000人中に占める犯罪少年の比率は、第7-1-2図のとおり推移しています。

19.0 17.0 16.0 15.0 14.0 13.0 12.0 11.0

第7-1-2図 犯罪少年の人口比

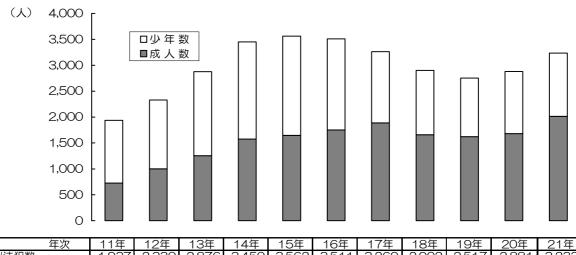
年次別	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
県内	9.2	10.7	13.9	15.5	16.1	14.6	11.7	10.7	10.0	10.2	10.9
全国	15.6	14.9	16.0	16.7	17.5	16.8	15.9	14.8	13.8	12.4	12.4

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第2節 刑法犯少年

1. 全刑法犯に占める少年の状況

平成21年中の刑法犯検挙・補導人員は3,233人で、このうち少年(触法少年を含む。)は 1,218人で全体の37.3%を占め、前年に比較して3.9ポイント減少しています。



第7-2-1図 全刑法犯に占める少年の状況

全刑	法犯数	数	1,937	2,330	2,876	3,450	3,562	3,511	3,260	2,902	2,517	2,881	3,233
		成人数	728	1,001	1,257	1,575	1,647	1,754	1,887	1,659	1,622	1,682	2,015
		少年数	1,209	1,329	1,619	1,875	1,915	1,757	1,373	1,243	1,131	1,199	1,218
		うち触法少年	233	218	207	317	331	359	272	263	236	296	262
少	年の	本 県	62.4	57.0	56.3	54.3	53.8	50.0	42.1	42.8	41.0	41.6	37.7
占め	る率	全 国	48.6	46.3	48.8	44.1	41.4	37.9	35.4	32.7	31.6	30.4	27.1
_													

(備考) 刑法犯少年には犯罪少年と触法少年を含む。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

2. 罪種別刑法犯少年

平成21年中に刑法犯少年として検挙・補導した少年について、罪種別にみると万引き、自転車盗を中心とする窃盗が851人と全体の69.9%を占めています。

また、中学生・高校生が全体の73.4%を占めています。

第7-2-1表 罪種別刑法犯少年の状況(平成21年)

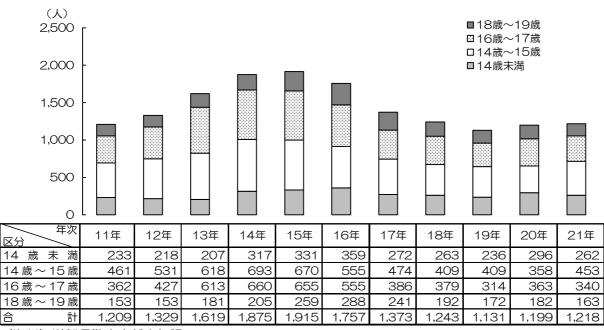
単位(人)

								単位(八)
区分	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	合計
凶悪犯	0	0	1	2	0	2	3	8
粗暴犯	0	1	47	33	2	10	18	111
窃盗犯	0	58	368	270	26	58	71	851
知能犯	0	0	0	2	1	3	5	11
風俗犯	0	1	2	1	0	0	0	4
その他	0	16	79	89	20	14	15	233
合計	0	76	497	397	49	87	112	1,218

3. 年齡層別刑法犯少年

刑法犯少年は、平成15年をピークに減少傾向にありましたが、平成20年に5年ぶりに増加 に転じました。平成21年は1,218件となり、前年に比べて19件増加しました。

刑法犯少年を年齢層別に分け過去10年間の推移をみると、14歳~17歳の少年が60%~7 0%台を占めています。



第7-2-2図 刑法犯少年の年齢別推移

(資料)滋賀県警察本部少年課

4. 学職別刑法犯少年

平成20年中の刑法犯少年1,218人について、学職別に分けて年次別推移をみると、平成11年以降全体的に増加傾向となり、平成15年をピークに全ての学職で減少していましたが、平成20年には、前年と比べると学生生徒と有職少年で増加、平成21年は、学生生徒と無職少年で増加しています。

第7-2-2表 学識別刑法犯少年の推移

単位(人) 年次別 11年 20年 12年 13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 21年 学 生 生 1,026 1,107 1,307 1,554 1,577 1,392 1,135 1,002 1,009 1,019 徒 929 有 職少 75 91 129 115 125 177 110 125 90 99 87 無 職 年 108 211 188 128 112 131 183 206 116 112 91 合 1,875 1,913 1,757 1,209 1,329 1,619 1,373 1,243 1,131 1,199 1,218

(資料) 滋賀県警察本部少年課

5. 男女別刑法犯少年

平成21年中の犯罪少年956人について、男女別をみると男710人(74.3%)、女子246人(25.7%)となっています。全国の男女別比率は、男子79.5%、女子20.5%です。

第7-2-3表 男女別刑法犯少年の推移

単位(人・%) 年次別 平成11年 12年 13年 17年 18年 20年 21年 14年 15年 16年 19年 区分 合 計 976 1,111 1,412 1,558 1,584 1,398 1,101 980 895 903 956 子 710 742 817 971 1,047 1,103 1,008 825 726 642 712 子 234 294 441 511 481 390 276 254 253 191 246 年 女子の占める割合 26.5 31.2 32.8 30.4 27.9 25.1 25.9 21.2 25.7 24.0 28.3 全国の女子の占める割合 22.3 24.4 24.1 24.5 24.0 23.5 20.5 22.4 23.8 23.1 22.0 年次別 14年 15年 17年 11年 12年 13年 16年 18年 19年 20年 21年 区分 合 計 233 218 207 317 331 359 272 263 236 296 262 触男 159 160 171 193 234 247 203 211 181 239 196 法 子 62 59 47 124 97 112 69 52 55 57 66 年女子の占める割合 26.6 27.1 22.7 39.1 29.3 31.2 25.4 19.8 23.3 19.3 25.2

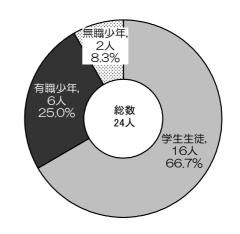
第3節 特別法犯少年

1. 特別法犯少年の状況

平成21年中に検挙・補導した特別法犯少年24人について法令別にみると、「軽犯罪法」違反および「覚せい剤取締法」違反が最も多くなっています。

また、学職別にみると、学生生徒66.7%、 有職少年25.0%、無職少年8.3%の順になっ ています。

第7-3-1図 学職別特別法犯少年の割合



(資料) 滋賀県警察本部少年課

第7-3-1表 法令別特別法犯少年の補導状況

単位(人) 年次別 16年 17年 18年 19年 20年 21年 軽 犯 3 5 (3) 2 (1) 18 (4) 2 (1) 4 (3) 銃砲刀剣類所持等取締法 3 (1) 1 2 2 (1) 1 61 3 5 1 3 3 4 毒物及び劇物取締 法 9 4 2 35 18 (1) 9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 4 4 10 8 3 (1) 3 県青少年の健全育成に関する法律 2 02 14 (2) 20 (8) 18 (3) 12 (1) 10 (1) 10 (7) 合 60 (2) 52 (5) 60 (12) 37 (5) 26 (10) 24 (4)

(備考)交通関係法令を除く。()は触法で内数。

2. シンナー等乱用少年

シンナーや接着剤の乱用により検挙・補導した少年は、2人で、前年比では2人の減少となりました。

乱用者の学職別では、ともに有職少年で、入手先は、その他が100.0%となっています。

第7-3-2表 シンナー・接着剤等乱用少年の年次推移

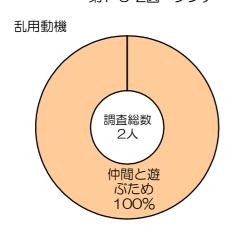
単位(人)

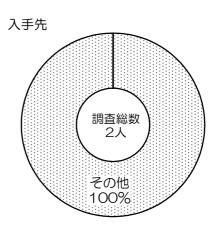
/ 学職	知	次別	平成11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
総		数	84	78	56	51	54	41	18	9	9	4	2
学	中等	学 生	8	9	1	9	4	4	2				
学生・	高札	交 生	7	6	12	7	9	5	2	2		1	
生徒	その	の他	4	4	5	2	3		1				
徒	小	計	19	19	18	18	16	9	5	2	0	1	
有	職り	〉年	30	27	17	9	15	12	1	5	3	2	2
無	職り) 年	35	32	21	24	23	20	12	2	6	1	

(注)不良行為としての補導を含む。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第7-3-2図 シンナー・接着剤等の乱用動機および入手先





(注)不良行為、触法少年による補導を除く。

3. 覚せい剤乱用少年

特別法犯少年のうち覚せい剤取締法で検挙・補導した少年は前年と同数の4人でした。

第7-3-3表 少年の覚せい剤事犯の補導状況

単位(人)

												<u> </u>
年	文 (((((((((((((((((((平成11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
総	数	3	8	9	5	11	3	5	1	3	3	4
	学生生徒			1		4	1			1		1
	有職少年	1	4	4	1	2	2	2		1	1	1
	無職少年	2	4	4	4	5		3	1	1	2	2

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第4節 不良行為少年

平成21年中に補導した不良行為少年は、8,126人で前年より4,591人減少しました。その内容をみると、深夜はいかいが4,022人(49.0%)、次いで喫煙3,671人(44.7%)となっています。

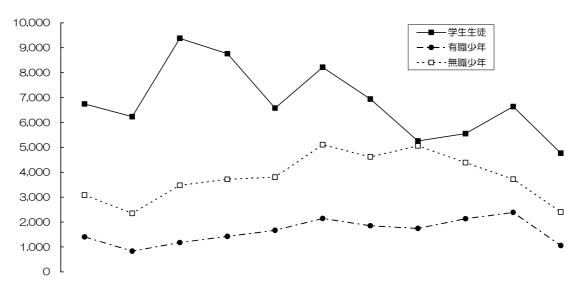
学職別に年次別推移をみると、いずれの学職も減少傾向にあります。

第7-4-1表 不良行為少年の主な補導状況

単位(人)

_									
行	-/_ 為別	É /	∓ 次 ∕∕	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年
喫			煙	6,679	5,836	4,937	5,751	5,728	3,671
深	夜は	いか	, ()	7,665	6,730	6,530	5,671	6,220	4,022
暴	走	行	為	174	58	58	68	39	19
不	良	交	友	49	26	3	7	6	1
怠			学	354	426	266	363	460	309
飲			酒	213	112	108	87	101	86
家			出	97	66	71	65	85	52
不	健 🖆	全 娯	楽	9	9	5	10	6	4
無	断	外	泊	62	26	14	22	21	5
そ	C	り	他	161	110	61	23	69	47
合			計	15,463	13,399	12,053	12,067	12,735	8,216

第7-4-1図 不良行為少年の年次別推移



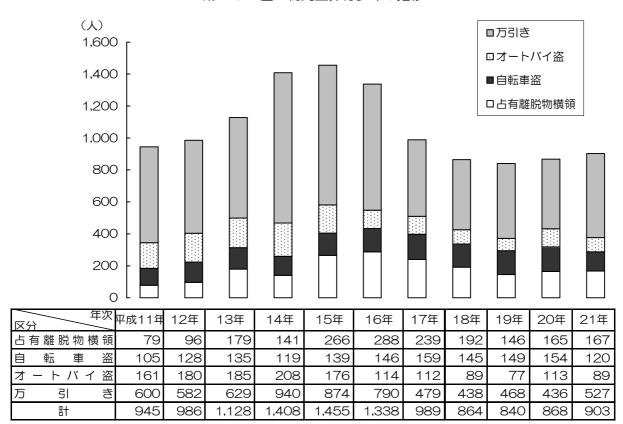
学師	())	年》	加入	平成11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
	小	学	生	66	83	49	83	58	47	29	29	18	41	29
	ф	学	生	1,597	1,574	2,530	2,313	1,819	2,769	2,355	1,447	1,940	2,916	2,046
	硘	校	生	4,084	3,914	6,005	5,661	4,169	4,675	4,034	3,512	3,404	3,501	2,574
	そσ.	他等	学生	995	657	793	702	528	724	516	265	189	175	117
学	生	生	徒	6,742	6,228	9,377	8,759	6,574	8,215	6,934	5,253	5,551	6,633	4,766
有	職	少	年	1,403	833	1,175	1,423	1,668	2,144	1,850	1,744	2,133	2,384	1,053
無	職	少	年	3,080	2,346	3,475	3,716	3,803	5,104	4,615	5,056	4,383	3,718	2,397
合			計	11,225	9,407	14,027	13,899	12,045	15,463	13,399	12,053	12,067	12,735	8,216

(備考)無職少年には未就学児を含む。

第5節 初発型非行

1. 初発型非行の現状

平成21年中に刑法の罪で、1,218人の少年が検挙・補導されていますが、中でも万引き、オートバイ盗、自転車盗などの、いわゆる初発型非行で検挙・補導された少年は903人で依然として多く、万引きが58.4%、占有離脱物横領が18.5%、自転車盗13.3%、オートバイ盗9.9%となっています。また刑法犯に占める初発型非行の割合も74.1%と極めて高くなっています。



第7-5-1図 初発型非行少年の推移

(備考)人数は刑法犯少年として検挙・補導されたもの。

2. 万引き少年

初発型非行の中で最も多い万引きについてみると、全体の84.6%が学生・生徒・児童で、 その率は依然として高く、中でも中学生が45.0%、高校生が33.1%を占めています。

有職少年 27人 5.1% その他学生 12人 2.3% 無職少年 42人 8.0% 高校生, 164人 31.1% 8.5% 総数 527人 ウ学生 237人 45.0%

第7-5-2図 万引き少年の学職別状況

第6節 校内暴力

平成21年中に校内暴力によって検挙・補導された学生・生徒は32人で、前年より23人減少しました。

また、教師に対する暴力については、22人(前年22人)が検挙・補導されました。

(人) 80 70 - 世紀間暴力 - 処理件数 60 40 30 20 10

第7-6-1図 校内暴力の検挙・補導人員

区分		年次別	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
		学生					1	1	1	1	1	1	
		対 教 師 暴 力					1			1			
		生徒間暴力						1	1		1	1	
検		器 物 損 壊											
学	ф:	学生	30	52	53	43	53	35	46	55	43	54	32
抽		対 教 師 暴 力	13	25	26	24	23	29	27	36	24	22	24
補導		生徒間暴力	9	19	23	18	19	6	17	14	18	22	2
人員		器 物 損 壊	8	8	4	1	11		2	5	1	10	6
貝	高	校生	11		17	3	5	1	3	1	3		
		対 教 師 暴 力	1							1			
		生徒間暴力	10		17	3	5	1	3		2		
		器 物 損 壊									1		_
処		理件数	23	47	45	31	47	37	45	51	38	42	26
<u> </u>		生 广 奴	(13)	(25)	(26)	(22)	(23)	(29)	(27)	(35)	(20)	(22)	(21)

(備考) () 内は対教師暴力事件で内数

第7節 性非行

1. 性の逸脱行為の学職別推移

性の逸脱行為があった少年は24人で前年より6人減少しており、学職別でみると高校生が1 1人、中学生12人、小学生が1人でした。

(人)
45
40
35
30
25
20
15
10
5
0
□小学生 ■中学生 □高校生 図その他学生 □有職少年 □無職少年

第7-7-1図 性の逸脱で補導した少年の学職別推移

/学期	別	年》	対別	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
学	小	学	生							1		1		1
生	ф	学	生	10	9	6	13	3	7	12	18	9	9	12
生	高	校	生	16	11	14	15	20	13	10	11	14	17	11
徒	そ	の	他		1		1		2	1			1	
有	職	少	年		1					1	1		1	
無	職	少	年	13	3	3	2	5	2	3	7	4	2	
合			計	39	25	23	31	28	24	28	37	28	30	24

(備考) 平成12年の統計から男子を加算

2. 性の逸脱のきっかけ

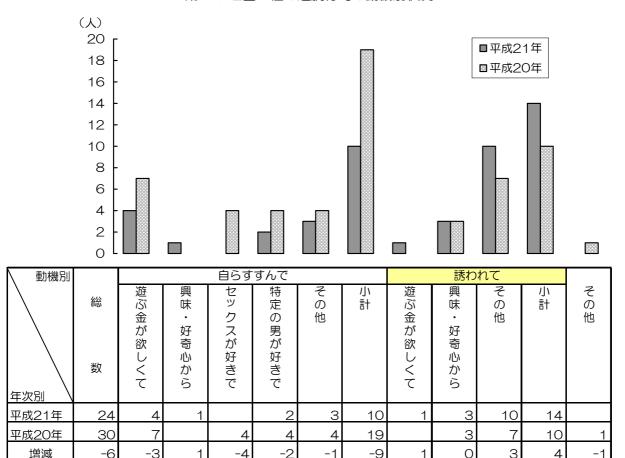
少年の性の逸脱のきっかけとなった行動は、これまで主流であった出会い系サイトの利用が 減少しました。

第7-7-1表 性の逸脱の手段の推移

区分	年次別	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
性の)逸脱行為をした少年	₹ 28	24	28	37	28	30	24
	出会い系サイト	17	9	13	12	20	13	5
	テレクラ・ツーショッ	1	2	2	11	ω	ω	
	ナ ン /	4	1	2	3	1		
	友達・恋ノ	1	3	4	2		4	2
	知り合い	١ 1	4	2	5	2	2	
	紹り	7 6		4	4	1	2	5
	そ の 作	<u>b</u> 2	5	1		1	6	12

3. 性の逸脱行為の動機別状況

性の逸脱行為で補導した少年の動機については、第7-7-2図のとおりとなっています。



第7-7-2図 性の逸脱行為の動機別状況

- (注) ここでいう性の逸脱行為で補導した少年とは、
 - 〇売春防止法第2条の「売春」をした少年、又は「売春」の相手方となった少年
 - 〇児童福祉法第34条第1項第6号の「児童に淫行をさせる行為」により淫行した児童
 - 〇児童買春・児童ポルノ法第2条の「児童買春」をした少年、又は「児童買春」の相手方となった児童
 - 〇児童買春・児童ポルノ法第7条第2項、3項、5項の「児童ポルノの製造」により児童ポルノ に描写された児童
 - ○滋賀県青少年健全育成条例の「いん行またはわいせつな行為」をした少年、又は相手方となっ た少年
 - 〇刑法第182条の「淫行勧誘罪」により姦淫した女子少年
 - ○健全育成上支障のある性的行為をしていた少年

をいう。

第8節 暴走族

近年の暴走族グループは、構成員数及び走行回数が減少するとともに、グループが小規模化 し、バイク数台によるゲリラ的暴走の傾向が強くなってきています。その一方、暴走族OB等 を中心とした者が旧車會(暴走族風に改造した旧型バイクを運転するグループ)を結成し、数 県の旧車會が合同で大規模な集団走行を行うなどし、その中には、暴走族構成員が旧車會を隠 れ蓑として活動している者もおり、その実態を把握・解明することが困難になってきています。

また、全国的には、暴走族同士の金銭トラブルに起因する殺人事件、暴走族構成員に対する リンチ事件、警察官に対する公務執行妨害事件や拳銃強奪事件等の犯罪が発生している状況で あり、悪質・凶悪化しています。

1. グループ・人員構成

暴走族グループは、昭和54年の20グルー 第7-8-1表 暴走族容疑者の年次別推移 プを最高に、減少傾向をたどっていますが、 昭和63年ごろからグループの再編の兆候が 顕著となっています。平成20年末現在12グ ループ、人員は103人を確認しており、暴 走族グループと行動を共にするなどの旧車 會やグループ未加入者を加えると人員は32 5人となっています。

年別	暴走族容疑者
11年	553人
12年	537人
13年	601人
14年	503人
15年	478人
16年	423人
17年	435人
18年	372人
19年	317人
20年	325人
21年	352人

(資料) 滋賀県警察本部交通指導課

2. 年齡別、学職別構成

年齡別

平成11

把握した325人については、少年が62.2%を占めています。年齢別では、18歳が19.7% と多く、次いで19歳の18.5%となっています。

また、学職別では、無職者が59.1%と最も多く、次いで工員が18.5%となっています。

第7-8-2表 暴走族の年齢別構成

20歳以上 合計 17歳 18歳 19歳 10<u>5</u> 104 100 168 96 123 145 141 118 123 144 141 110 87 106

単位(人)

460 14 397 19 15 18 76 118 97 131 347 24 70 16 296 104 86 247 52 63 43 17 14 17 188 <u>81</u> 39 30 18 246 61 126 115 20 24 64 60 123 202 51 21 172 12 68 54 180

(資料) 滋賀県警察本部交通指導課

少年

385 392

15歳以下

20

30

16歳

56

第7-8-3表 暴走族の学職別構成

単位(人)

								<i>+ - - - - - - - - - -</i>		
学職別年次	無職	工員	会社員	学生	高校生	その他	店員	自動車 関係工員	その他	計
平成11	278	152	9	76	53	23	9	4	25	553
12	249	145	6	74	57	17	14	9	40	537
13	284	137	3	134	82	52	13	5	25	601
14	216	93	5	121	77	44	2	6	60	503
15	223	100	6	58	37	21	28	6	57	478
16	176	65	10	69	47	22	9	4	90	423
17	185	80	15	35	14	21	13	8	99	435
18	160	49	10	48	34	14	7	14	84	372
19	104	63	14	38	28	10	6	1	91	317
20	89	60	17	39	34	5	8	9	103	325
21	120	35	20	25	19	6	24	16	112	352

(資料) 滋賀県警察本部交通指導課

3. 暴走行為の現状

暴走行為は前年と比較すると、暴走回数、参加人員、参加台数はともに減少していますが、 その一方、小集団でのゲリラ的暴走の傾向が増加していることが窺えます。

第7-8-4表 暴走事案の発生状況

単位(人)

区分	暴走回数(回)	暴走人数(人)		参加車両(台)		
年次	泰尼巴兹(巴)	泰足八奴(八)		二輪(台)	四輪(台)	
平成11	137	2,017	1,076	899	177	
12	116	1,741	955	868	87	
13	139	1,188	783	760	23	
14	190	2,619	1,403	1,192	211	
15	151	1,612	870	850	20	
16	80	939	526	429	97	
17	123	1,382	700	636	64	
18	124	982	502	474	28	
19	87	909	483	470	13	
20	110	786	467	465	2	
21	136	890	683	454	229	

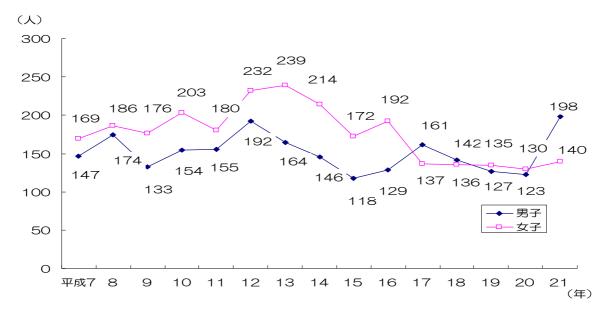
(資料) 滋賀県警察本部交通指導課

第9節 家出少年

平成 21 年中に警察へ捜索願出のあった家出少年は 338 人で、前年に比べて 85 人増加 しました。これを男女別にみると、平成 17 年以降は女子の家出の数は、ほぼ横ばいを続けてますが、男子については平成 21 年の家出少年数が過去最高になりました。

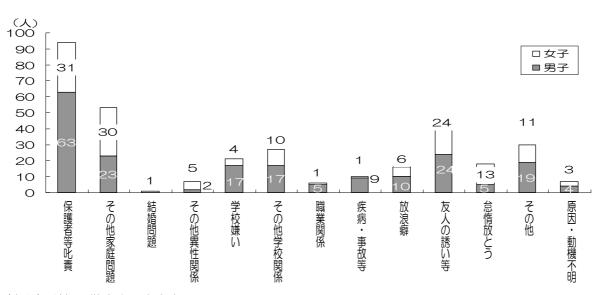
家出少年を学職別にみると、中学生が144人と最も多く、全体の42.6%を占める結果となっています。

家出の原因・動機は「保護者の叱責」が94人と最も多く、次いで「友人誘い等」が48人となっています。



第7-9-1図 家出少年の年次推移

(資料) 滋賀県警察本部生活安全企画課



第7-9-2図 家出少年の原因・動機別状況(平成21年中)

(資料) 滋賀県警察生活安全企画課

第10節 いじめ

平成21年度にいじめを認知した公立学校の数は、小学校56校、中学校37校、高等学校17校の合計110校でした。認知件数は小学校96件、中学校67件、高等学校30件の合計193件で、平成20年度と比べて小学校で41件、中学校で8件、高等学校で11件減少しました。その背景には、教職員や児童生徒の意識の高まりとともに、学校における早期発見の取組がすすんだことが考えられます。

		滋	賀県		全 国			
	発生校数	発生件数	発生学校数の 割合(%)	児童1,000人あた り発生件数	発生校数	発生件数	発生学校数の 割合(%)	児童1,000人あた り発生件数
平成16年	30	42	12.7	0.50	2,671	5,551	11.5	0.78
17年	33	55	14.1	0.65	2,579	5,087	11.3	0.72
18年	107	211	45.5	2.46	10,875	60,380	48.1	8.54
19年	90	190	38.3	2.22	8,778	48,526	39.2	6.92
20年	77	137	32.9	1.59	7,356	40,545	33.1	5.79
21年	56	96	24.0	1,11	6,972	34,494	31.7	4.97

第7-10-1表 小学校(公立)におけるいじめの発生状況

(注) 平成18年度から、従来の「発生校数」「発生件数」が「認知校数」「認知件数」に変更になった。 (資料) 滋賀県教育委員会事務局学校教育課

		滋	賀 県		全 国				
	発生校数	発生件数	発生学校数の 割合(%)	生徒1,000人あた り発生件数	発生校数	発生件数	発生学校数の 割合(%)	生徒1,000人あた り発生件数	
平成16年	25	48	24.8	1.15	3,774	13,915	36.6	4.10	
17年	30	52	29.7	1.27	3,538	12,794	34.6	3.82	
18年	60	176	59.4	4.37	7,403	49,443	72.5	14.89	
19年	62	150	61.4	3.70	6,640	42,122	65.3	12.66	
20年	39	75	38.6	1.86	5,887	35,757	58.1	10.83	
21年	37	67	36.6	1.66	5,571	31,162	55.3	9.42	

第7-10-2表 中学校(公立)におけるいじめの発生状況

(注) 平成18年度から、従来の「発生校数」「発生件数」が「認知校数」「認知件数」に変更になった。 (資料) 滋賀県教育委員会事務局学校教育課

第7-10-3表 高等学校(公立)におけるいじめの発生状況

		滋	賀県		全 国			
	発生校数	発生件数	発生学校数の 割合(%)	生徒1,000人あた り発生件数	発生校数	発生件数	発生学校数の 割合(%)	生徒1,000人あた り発生件数
平成16年	8	13	16.0	0.35	1,115	2,121	27.2	0.81
17年	7	8	14.0	0.22	1,223	2,191	30.0	0.87
18年	27	64	55.1	1.85	2,475	9,166	61.0	3.75
19年	22	56	44.9	1.74	2,076	6,418	52.0	2.69
20年	14	41	26.9	1.29	1,771	5,043	39.8	2.14
21年	17	30	32.7	0.96	1,610	4,307	36.7	1.84

(注) 平成18年度から、従来の「発生校数」「発生件数」が「認知校数」「認知件数」に変更になった。 (資料) 滋賀県教育委員会事務局学校教育課